

平成27年4月

お客さま 各位

山梨県民信用組合

特殊詐欺被害防止対策の取組みについて

当組合は、**山梨県警察本部の要請**により、振り込め詐欺等の特殊詐欺の被害を防止し、お客さまの大切な財産をお守りするため、ご高齢のお客さまが窓口で多額の現金お引き出しをご希望される場合、下記の通りの取組みを実施させていただきますのでお知らせいたします。

お客さまのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 現金に替えてお振込みまたは自己宛小切手（預金小切手）のご利用をお勧めいたします。
2. お振込みまたは自己宛小切手（預金小切手）のご利用をご承諾いただけない場合や、詐欺被害と疑われる場合には、警察に連絡のうえ、ご相談させていただきます。

※自己宛小切手（預金小切手）とは

- ・当組合が振出人（支払義務者）として振り出す小切手のこと。
- ・自己宛小切手は、取立てや払戻を行った人を特定できることから、より安心、安全にお使いいただけます。

以上

平成27年4月

お客さま 各位

山梨県民信用組合

特殊詐欺被害防止対策の取組みについて

当組合は、**長野県佐久警察署の要請**により、振り込め詐欺等の特殊詐欺の被害を防止し、お客さまの大切な財産をお守りするため、ご高齢のお客さまが窓口で多額の現金お引き出しをご希望される場合、下記の通りの取組みを実施させていただきますのでお知らせいたします。

お客さまのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 現金に替えてお振込みまたは自己宛小切手（預金小切手）のご利用をお勧めいたします。
2. お振込みまたは自己宛小切手（預金小切手）のご利用をご承諾いただけない場合や、詐欺被害と疑われる場合には、警察に連絡のうえ、ご相談させていただきます。

※自己宛小切手（預金小切手）とは

- ・当組合が振出人（支払義務者）として振り出す小切手のこと。
- ・自己宛小切手は、取立てや払戻を行った人を特定できることから、より安心、安全にお使いいただけます。

以上